

第5期嬉野市農業委員会
第3回定例総会議事録

平成30年10月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第3回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第4条第1項第8号の規定による届出について		
	1	久間城山 農業用倉庫	H30.10.02	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下野一本杉 使用貸借権	H30.10.02	承 認
	2	下宿二本松 使用貸借権	H30.10.02	承 認
	3	下宿二本松 賃借権	H30.10.02	承 認
	4	下宿二本松 使用貸借権	H30.10.02	承 認
	5	下宿二本松 賃借権	H30.10.02	承 認
	6	下宿二本松 賃借権	H30.10.02	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	嬉1	不動山銀杏 外10筆 使用貸借権	H30.10.02	承 認
	嬉2	岩屋川内岩ノ元 使用貸借権	H30.10.02	承 認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	下野一本杉 売買	H30.10.02	許 可
	2	久間明神籠 生前一括贈与	H30.10.02	許 可
議案第4号		農地法第4条申請の許可について		
	1	大草野多々良 植林	H30.10.02	承 認
	2	馬場下高鳥 植林	H30.10.02	承 認
	3	下野三本松 外1筆 太陽光発電設備設置	H30.10.02	承 認
	4	不動山大平 太陽光発電設備設置	H30.10.02	承 認
議案第5号		農地法第5条申請の承認について		
	1	大草野石丸田 一般住宅用地	H30.10.02	承 認
	2	谷所永谷 駐車場	H30.10.02	承 認
	3	吉田羽口 一般住宅用地	H30.10.02	承 認
	4	下宿第七区画整理 一般住宅用地	H30.10.02	承 認
	5	下宿二本松 外4筆 駐車場・グランドゴルフ場・郷土芸能練習場	H30.10.02	承 認

	6	下宿二本松 外15筆 店舗	H30.10.02	承認
	7	岩屋川内立石 一般住宅用地	H30.10.02	承認
	8	岩屋川内泉水 太陽光発電設備設置	H30.10.02	承認
議案第6号		農地転用許可後の事業計画変更申請及び農地法第5条申請の承認について		
	1	下野第八区画整理 宅地分譲 売買	H30.10.02	承認
議案第7号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		
	1	吉田祇園 託児所建設	H30.10.02	承認
議案第8号		非農地証明願について		
	1	久間大道	H30.10.02	証明決定

第5期嬉野市農業委員会第3回定例総会議事録

- 1 招集年月日 平成30年10月2日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 10月2日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 10月2日 午後2時49分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	議事録署名
1	池田博幸	出		8	峰正己	出	議事録署名
2	馬場みどり	出	事前審査班長	9	中島文二郎	出	
3	森和義	出	憲章朗読	10	杉崎順憲	出	
4	西田昭義	欠		11	山口安則	出	
5	植松和幸	出		12	生田健児	出	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	白石伸之	主事	三根拓己
主事	永田良子	農林課主任	納富 作男

6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更申請
及び農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第7号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について
議案第8号 非農地証明願について

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局 長 定刻になりました。

本日は、西田昭義委員が欠席です。出席委員は、12名、定足数に達しておりますので、川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会 長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号3番森和義委員にお願いします。全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議 長 それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。本日、議題としますのは、報告1件と議案は8件で、審議事項は26件です。本日の議事録署名委員は、議席番号7番原田謙次委員と8番峰正己委員を指名します。よろしくお願いします。

それでは、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてです。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。届出人は、中通の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間城山、地目は畑、面積は、149㎡のうち83㎡です。用途目的は、農業用倉庫です。事由として、当該畑のうち66㎡については、平成19年2月2日付けで農業用倉庫として許可済み。今回、農機具保管、農業資材及び作業場として増設が必要であることから、転用したいと届出がありました

た。図面は2ページと3ページ、写真は1番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、7番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

農振除外申請のようよう半年以上かかってでけたけん。転用手续で、お願いに来たということで、私が現場ば見や行って、傾斜があっけんが相手さんに迷惑にならん程度の整備ばして。ということをして伝えて、申請をしてもらったところですよ。

議 長

続いて、9月28日に3班で実施した事前審査の結果について、今回、班長を務めていただいた2番委員に報告をお願いします。

班 長

はい。2番、〇〇です。今、7番委員から説明あったとおりで、あの、境界の方から1mちょっと引いて作るということでしたので、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、農地法第4条第1項第8号の規定による届出農地等形状変更届出について、整理番号1番については、全員了承です。

それでは、議案第1号、農用地利用集積計画の解約についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書4ページ、整理番号1番です。貸付人は、福岡県小郡市の〇〇〇〇様と井手川内の〇〇〇〇様です。借受人は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野一本杉、地目は田、面積は1,525㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成28年5月10日から平成38年5月9日までです。解約理由は、農地法第3条の規定により所有権移転を申請するためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。貸付人は、今寺の〇〇〇〇様、借受人は、同じく今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本松、外1筆、地目は2筆とも田。面積は合計で2,791㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成27年12月10日から平成32年12月9日までです。解約理由は、農

地法第5条の規定により今寺区に対し使用貸借権設定を申請するためということ。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。貸付人は、下野の〇〇〇〇様、借受人は、下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本松、地目は田、面積は1,957㎡、利用権

区

分は賃借権で、目的は米です。期間は平成28年2月2日から平成32年3月3日までです。小作料は、反当たり10,000円、年額19,570円。解約理由は、農地法第5条の規定により今寺区に対し使用貸借権設定を申請するためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約をした旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。貸付人は、今寺の〇〇〇〇様、借受人は、同じく今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本松、地目は田、面積は748㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。期間は平成24年10月2日から平成34年10月1日までです。解約理由は、農地法第5条の規定により賃借権設定を申請するためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約につい

て、整理番号4番については、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして整理番号5番ですが、皆さんに、お諮りします。整理番号5番と6番は、借受人が同一ですので、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、異議なしと認めます。整理番号5番と6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページです。まず、整理番号5番です。貸付人は、今寺の〇〇〇〇様、借受人は、同じく今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本松、外2筆、地目は3筆とも田。面積は合計で1,466㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成27年3月10日から平成37年3月9日までです。小作料は、反当たり米61kg、年、米90kg

次に、整理番号6番です。貸付人は、今寺の〇〇〇〇様、借受人は、同じく今寺の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿二本松、地目は田、面積は1,414㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。期間は平成21年3月28日から平成31年3月27日までです。小作料は、反当たり玄米106kg、年、玄米150kgです。解約理由は、整理番号5番、6番ともに、農地法第5条の規定により賃借権設定を申請するためということです。農地法第18条第6項の規定による合意解約をした旨の通知についても、それぞれ受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番及び6番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号、農用地利用集積計画の解約について、整理番号5番及び6番については、原案どおり承認することに決定しました。

それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番と2番についてを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 はい、異議なしと認めます。利用権設定嬉野町の分整理番号1番と2番について、農林課の説明をお願いいたします。

農林課 別添の表を御覧ください。利用権設定嬉野町の分、まず、整理番号1番です。貸し手人は、丹生川の〇〇〇〇様、借り手人は、同じく丹生川の〇〇〇〇様です。所在地は、大字不動山銀杏、外9筆、地目は10筆とも田。面積は合計で

整

4,709㎡です。利用権は使用貸借権、期間は5年で、再設定です。次に、

0

理番号2番です。貸し手人は、上岩屋の〇〇〇〇様、借り手人は、同じく上岩屋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内岩ノ元、地目は田、面積は1,

24㎡です。利用権は使用貸借権、期間は10年で、再設定です。計画内容については、整理番号1番、2番ともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分整理番号1番と2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番及び2番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定嬉野町の分整理番号1番及び2番については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第3条の規定による申請の許可についてを、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書6ページ、整理番号1番です。売買による所有権の移転です。譲渡人は、福岡県小郡市の〇〇〇〇様と井手川内の〇〇〇〇様です。譲受人は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野一本杉、外1筆、地目は2筆とも田、面積は合計で1,688㎡譲渡理由は、農業廃止。譲受理由は、経営規模の拡大のためということです。図面は7ページと8ページを御覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第3号、農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号1番については、原案どおり許可することに決定しました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号2番です。贈与による所有権の移転で、生前一括贈与です。譲渡人は、武雄市の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく武雄市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間明神籠、地目は田、面積は1,257㎡、図面は9ページと10ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。議案第3号、農地法第3条の規定による申請の許可について、整理番号2番については、原案どおり許可することに決定しました。

次に、議案第4号、農地法第4条の規定による申請の承認についてを、議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページ、整理番号1番です。申請人の認識不足により、既に植林されていますので、始末書を付けての申請です。申請人は、長谷の〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野多々良、地目は田、面積は128㎡です。農地区分は、第2種農地、用途目的は、植林。事由は、申請地は、現在休耕地である。今後も耕作の見込みはなく、農地の維持管理が困難なため、植林として転用したいということです。東は山林、西は畑、南は田、山林、北は畑、田です。図面は12ページと13ページ、写真は2番を御覧ください。ちなみに始末書によりますと、平成17年頃から植林して、転用してしまいました。ということです、以上です。

議長 班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長 もう既に植林をされていますけれど、あの、すごくこの〇〇さんという方は、几帳面な方の方でして、杉を植えた間には、千両万両の木を植えてです
ね。すごく手入れもよくしてありましたので、でも農地の管理が、今できない
ということで許可をお願いして、転用したい。ということでしたので、よろし
くお願いします。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第4号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2番です。こちらも申請人の認識不足により、既に植林されていま

すので、始末書を付けての申請です。申請人は、茂手の〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下高鳥、地目は畑、面積は198㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、植林。事由は、申請地は休耕地である。周囲も山林であり、今後の農地の維持管理が困難なため植林として転用したいということです。東は道路、西は畑、現況は山林、南は宅地、北は畑、現況は山林です。図面は14ページと15ページ、写真は3番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

3番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

ここは、あの〇〇さんの実家の所有の土地でありまして、その近くには住宅も現在あります。で、ここの地帯は、昭和30年から40年頃、みかんの新植をされた地帯であります。60年近くになって、みかんの暴落とともに、梅とかその他の天然木を植え替えられた所でございます。しかしながら、その後雑種地というような形で、かなり荒れた所でございます。始末書の内容にあったとおりで、この地帯はやむを得ない所ではなかろうかと思えます。以上です。

議 長
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

今、3番委員さんから詳しくお話しいただきましたとおり、あの、ここ、50本ぐらい木を植えてあるということでしたので、これからもう到底、維持はできないということで、3番の写真を見ていただくと分かりますように、周りが、もうやばやばになってですね。だから、もう維持できないから、よろしくをお願いします。ということでした。問題ないと思えます。

議 長
9 番

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

非農地、農地との関係は、どがななつですか。平成20年頃で、10年くらいでしたので、始末書よっての4条申請ということですか。

事 務 局

非農地証明には、要件があります。今回は、年数要件で非農地の取扱いができない案件だったということです。

9 番

分かりました。

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号3番です。申請人は、下野の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野三本松、外1筆、地目は2筆とも田、面積は合計で1,517㎡です。農地区

分

は、第2種農地。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、現在休耕地である。今後の畑の維持管理が困難なことから、太陽光発電設備として転用したいということです。東は畑、西は山林、南は畑、現況原野、北は畑です。図面は16ページと17ページ、写真は4番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

5番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

はい、現況はですね。もう山の上の田ということで、下の方には畑もありますが、田としては、かなり前から休耕をしておられたようです。で、イノシシ被害も多くてですね。また、水の管理も、もう、水路が閉まったりしてできないということで、今回の申請となっているようです。よろしくをお願いします。

議 長
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

はい。ちょっとあれですけど、一番、ちょっと残っているのはね。急な坂を上ってですよ。車が、道が細くて、車が行かなかったのも、もう上って現地に着いた時には、息切れしました。道のりが長くてですね。でも、太陽光設置となれば、高段だからですね、最適かと思います。よろしく、お願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

はい、整理番号4番です。申請人は、丹生川の〇〇〇〇様です。所在地は、大字不動山大平、地目は畑、面積は698㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、現在休耕地である。今後の畑の維持管理が困難なことから、太陽光発電設備として転用したいということです。東西南北、四方とも畑です。図面は18ページと19ページ、写真は5番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

6番委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

はい。3、4年前まで、お茶栽培されていたのですが、今後の管理が難しいということでした。場所は、日当たりも良く、まあ、太陽光設置は向いているかなと思います。あと、周りの方の承諾も得てらっしゃるので、問題ないと思います。どうか、よろしくをお願いします。

議 長
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第4号、農地法第4条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案書20ページ、整理番号1番です。譲渡人は、長谷の〇〇〇〇様、譲受人は、武雄市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野石丸田、地目は田、面積は424㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、一般住宅用地。事由は、申請地は、現在休耕地である。現在アパートに住んでいるが手狭になりマイホーム建築を計画。夫婦共働きであり、子どもの世話を妻の両親にお願いしたいので、妻の実家に近い申請地に一般住宅用地として転用したいということです。東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路です。売買価格は、反当たり3,025,000円、全体で1,282,600円です。図面は24ページと25ページ、写真は6番を御覧ください。以上です。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

はい。この現地は、大草野のセブンイレブンの、6番の写真を見ていただいたら分かりますけれど、大草野のセブンイレブンの直ぐ隣になりますけど、

きれいに整地して、水路もですね、道側と両方、北と西の両方にですね。水路が

通っていて、問題ないと思います。そいで、こっちの道べたは、U字溝、側溝

をですね。きれいにはめるということですので、あとは問題ないと思います。よろしく、お願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号2番です。譲渡人は、佐賀市の〇〇〇〇様、譲受人は、鳥越の〇〇〇〇様です。所在地は、大字谷所永谷。地目は畑、面積は124㎡です。農

地区分は、第2種農地。用途目的は、駐車場。事由は、申請地は、所有者が遠方におり休耕地である。申請地近隣に所有する宅地には1台しか駐車出来ず路上駐車をして周囲に迷惑をかけているため駐車場用地として転用したいということです。東は里道、西は山林、南は道路、北は畑です。売買価格は、反当たり806,452円、全体で100,000円です。図面は26ページと27ページ、写真は7番を御覧ください。以上です。

議 長
班 長

地域担当委員でもある班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。
はい。写真の7番ですけど、ここは、お盆とか正月になればですね。車が多く、親戚の方がいっぱい来られて、車がとめられなくて、道に勝手に並べてとめて、近所に迷惑をかけているということですね。あの、こちらは鳥越峠、鳥越バス停留所ですね。の隣ですけど、問題はないと思いますけど、よろしく
お願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号3番です。貸付人は、皿屋の〇〇〇〇様。借受人は、同じく皿屋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田羽口、地目は畑、面積は314㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、一般住宅用地。事由は、申請地は、現在休耕地である。両親と同居しているが、生活スペースが狭く不自由なため、申請地に離れのような住居を建築し、引き続き近くで生活するため一般住宅用地として転用したいということです。東、西は宅地、南は道路、北は田です。この契約は、使用貸借による利用権の設定です。図面は28ページと29ページ、写真は8番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

11番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

周りが住宅と道路と挟まれて、1箇所田んぼがありますけれども、問題ないと思います。以上です。

議 長
地域担当

12番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

11番委員と同じく、問題ないと思います。

議 長
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いいたします。

ここは、吉田小学校の近くになりますけれども、住み家の目と鼻の先です。ほ

んと裏になりますけど、あの、水路も通っていて、真ん中を通っていて、別に問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号4番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

整理番号4番です。譲渡人は、井手川内の〇〇〇〇様。譲受人は、下宿の〇〇〇様です。所在地は、大字下宿第七区画整理。地目は畑、面積は198㎡です。農地区分は、第3種農地。用途目的は、一般住宅用地。事由は、申請地は、用途地域であり、病院やスーパー等が近く便利なため、一般住宅用地として転用したいということです。東は畑、道路、西は畑、宅地、南は道路、北は宅地、畑です。売買価格は、反当たり33,333,334円、全体で6,600,000円です。図面は30ページと31ページ、写真は9番を御覧ください。以上です。

議長

5番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

ここは、下宿の区画整理の範囲でありまして、下水もですね、来ておりますし、周囲には側溝も設置をされています。問題ないと思います。

議長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長

近くには、病院やスーパーなどがあって、もう便利な、申し分ない所だと思います。よろしく、お願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書21ページ、整理番号5番です。貸付人は、次のページ別紙①を御覧ください。下野の〇〇〇〇様、外2名様。借受人は、今寺区自治会〇〇〇〇様です。所在地についても、別紙①に記載のとおり、大字下宿二本松、外4筆。地目は5筆とも田、面積は合計で6,828㎡です。農地区分は、第1種農地。

用途目的は、駐車場・グランドゴルフ場・郷土芸能練習場。事由は、今寺区民から、今寺公民館の駐車場を広くして欲しい。区民のグランドゴルフ場が欲しい等の要望が出され、総会において承認後、地権者の方々に協力をお願いし、同意を得られたので、区民のための施設整備として駐車場・グランドゴルフ場・郷土芸能練習場に転用したいということです。東は道路、西は宅地、南は水路、農道、北は水路です。この契約は、使用貸借による利用権の設定です。図面は32ページと33ページ、写真は10番を御覧ください。以上です。

議 長

5番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

以前からですね。あの、グランドゴルフ場が欲しいという要望があり、あっておりましたですね。区の総会で、一応議論に上げてですね。承認を得ているところです。で、あの地元ですね。地権者よりも同意を得られて、今日の申請になっております。よろしくをお願いします。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

はい。現在、米を耕作してありますけど、グランドゴルフとか、あの、いろいろ、駐車場とかに。もったいないような場所がすごく広くてですね。道も両方ありますので、あの、車も少なく通って、安全面では最高だと思います。地元、地権者の同意を得て、こういう立派な運動場ができるということは、すばらしいことだと思います。よろしく、お願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。9番委員。

9 番

はい。ここは、第1種農地で、圃場整備区域内ですか。第1種農地でも、要件が合えば、転用できるということですか。

事 務 局

許可基準の都市住民の農業の体験、その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設、公民館、キャンプ場、ゲートボール場等の施設に該当するというので、県に許可基準の確認を取っております。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号6番です。この案件については、5番委員が貸付人の1人です。5番委員は、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室してください。

(5番委員退室)

それでは、整理番号6番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

整理番号6番です。貸付人は、23ページ別紙②を御覧ください。今寺の〇

〇〇〇様、外8名様。借受人は、福岡市の株式会社トライアルカンパニー様です。所在地についても、別紙②に記載のとおり、大字下宿二本松、外15筆。地目は16筆とも田、面積は合計で17,431㎡です。農地区分は、第2種

農

地、用途目的は、店舗。事由は、申請地は、現在休耕地である。佐賀県西部地区において事業展開しており、嬉野温泉駅に近い土地として集客出来る場所に出店するため、店舗として転用したいということです。東は道路、水路、西は宅地、道路、南は水路、田、北は道路です。賃借料は、反当たり907,47

9

円、年15,818,268円です。図面は34ページと35ページ、写真は11番を御覧ください。以上です。

議 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

はい。現在休耕地でありますけど、いずれ温泉駅とか、病院とかできて、客足なんかも多くなりますので、最高の土地だと思います。別に、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。3番委員。

3 番

トライアルカンパニーの商売の内容の説明をお願いします。

事 務 局

量販店。小売り、物流のお店です。

議 長

9番委員

9 番

地元の同意は取れているのか。地元との協議はできているのか。

事 務 局

地元では、数年前から、こういう計画があるということで、地元の方への話、説明はされていたと伺っています。

9 番

農業委員会として、事務局として、地元の了解を取っとつとやろかなと思って。

事 務 局

了解は、全て取ってであると、同意書で確認しています。隣接の耕作者は同意書をもってらっしゃいます。

9 番

いや、例えばね。商店街とかさ、全体的にいうならば、こういった施設が来るなら困るとかいうところもありはすったいね。後で問題にならないように、確認をしてあるか、ということです。

事 務 局

後々当事者間であつたり、また行政側、農業委員会に対して問題が生じることをないよう、遺漏のないように、事前に協議していただいて、納得していただいた上で事業を進めてもらうようにと、事務局に申請の受付に来られた時には、話をしています。9番委員の意見のとおり、事後に問題が発生しないように個別の案件ごとに、市長部局の関係課と協議し、連携しながら事務処理しています。今回は、書類上に不備がなかったもので、議案として準備し、事前審査を実施していただき、総会の場で判断をいただくということで、これは、その他の案件においても同様の手続ですが、そういうことで御審議いただいているところです。

3 番 議長

議 長 3 番委員

3 番 6年前に類似の案件があり、近隣、市内に同種の事業所があつて、共倒れしないか。ということで、農業委員会としては判断を保留して、県、市に協議して、取りやめと、許可が下りなかった。ということがあります。参考のためです。

9 番 農地法上からは、書類に遺漏、不備がなければ、不許可や保留にする理由がなかとですけど。

議 長 商店街の心配の声は、聞きはするんですけど。先ほどの説明のとおり、法令に従いながら、細心の注意を払って事務処理は行われているということで。

9 番 分かりました。

議 長 他にありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

事務局、5番委員に入室するよう伝えてください。

(5番委員入室・着席)

議 長 続きまして、整理番号7番について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 整理番号7番です。譲渡人は、中不動の〇〇〇〇様。譲受人は、下岩屋3区の〇〇〇〇様です。所在地は、大字岩屋川内立石、地目は田。面積は424㎡です。用途目的は、一般住宅用地。農地区分は、第3種農地。事由は、申請地は、休耕地であり用途区域である。現在住んでいる地区内に住居用地を探していたところ申請地が適地であったので一般住宅用地として転用したいということです。東、西、南は宅地、北は道路です。売買価格は、反当たり14,1

5

0,943円、全体で6,000,000円です。図面は36ページと37ページ、写真は12番を御覧ください。以上です。

議 長 10番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 はい。今、説明がありましたとおり、ここは、周りがみんな住宅地でありまして、そして、まあ公園も近くてですね。子どもたちの遊びに行くにも適しているんじゃないかと思えます。そして、両サイドにはU字溝が設けてありまして、で、境界もしっかりとしてありましたので、いいと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 はい。周りは、住宅ばかりで問題ないと思います。よろしく申し上げます。
議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第5号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

続きまして、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号8番です。譲渡人は、大野原の〇〇〇〇様。譲受人は、佐賀市の株式会社イチケン様です。所在地は、大字岩屋川内泉水。地目は田、面積は918㎡です。農地区分は、第2種農地。用途目的は、太陽光発電設備設置。事由は、申請地は、現在耕作はされているが、後継者がおらず所有者も高齢であり、今後農地の維持・管理が困難である。日当たり、面積ともに太陽光発電に適している環境といえるため、太陽光発電設備設置として転用したいということです。東は道路、西は田、南は道路、北は田です。売買価格は、反当たり708,061円、全体で650,000円です。図面は38ページと39ページ、写

真

は13番を御覧ください。以上です。

議 長 10番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 はい。今、事務局から説明ありましたとおり、今現在、稲が立っていましたが、周りも、この南側の道路の脇際、もう実際、太陽光発電が稼働していました。そして、北の方に公園がありますけど、公園の脇、東の方にも太陽光発電が設置してありました。で、西側に田んぼが、田がありますけど、水の、水利関係には、別に異常はないと思いました。ほいで、ここの場所に入出入りする道ですかね。ぴしゃっとした4mくらいの道が、出入り道路ですね。でけてましたので、別にいいと思いますけど、よろしく申し上げます。

議 長 班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長 今、御説明があったとおり、申し分ない所だと思います。よろしく、申し上げます。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号8番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第4号、農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号8番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに

に決定しました。

続きまして、議案第6号、農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による申請の承認についてを、議題とします。整理番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書40ページ、整理番号1番です。譲渡人、当初計画者は、式浪の〇〇〇〇様。譲受人、事業承継者は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野第八区画整理。地目は雑種地、現況は畑、面積は399㎡。農地区分は、第3種農地。用途目的は、宅地分譲です。事由は、申請地は、平成18年に一般住宅用地として5条許可されている。登記名義人〇〇〇〇氏の死亡により、〇〇〇〇氏が相続。しかし、相続した〇〇〇〇氏は、住宅を有しており転用の必要がなくなった。現在、土地利用もなく雑草等で周囲に迷惑をかけているので、有効活用のため用途目的を宅地分譲地に変更すると共に、5条により所有権を移転したいということで、申請が出されました。東は畑、道路、西は道路、南は道路、北は畑です。売買価格は、反当たり25,062,657円、全体で10,000,000円です。図面は41ページと42ページ、写真は14番を御覧ください。以上です。

議長
地域担当

5番委員、地域担当委員として、説明、意見をお願いします。

場所としてはですね。今、もう住宅地ということで、周囲もですね。住宅がほとんどです。排水関係も、ちゃんとしてありました。問題ないと思います。

議長
班長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

問題ないと思います。よろしく、お願いします。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。議案第6号、農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、議案第7号 農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてを、議題とします。整理番号1番について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書43ページ、整理番号1番。前回、第2回総会において審議の上、保留された事案の再提出です。申請人は、井手川内の株式会社N&Mカンパニー様です。所在地は、大字吉田祇園。地目は田、面積は1,027㎡。農地区分は、

第2種農地。用途目的は、託児所建設。事由は、平成29年に資材置場として5条許可されたが、面積が広く、現在は土地の一部に機材や車を置いていた。保育園の入園が決まらず仕事に復帰出来ない従業員に、仕事と家庭の両立を支

援するため、託児所を経営する事業計画が立ち上がり、託児所敷地として申請地が適していたため、用途目的を変更したいということです。図面は44ページと45ページ、写真は15番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

11番委員、地域担当委員として、説明、意見をお願いします。

前回のとき保留になった件ですけど、水路が一部ありますが、市の管理する水路を、特別許可をもらっていますので、それは問題ないと思います。それと、写真の15番のブロックを積んであるところは、地図上はジグザグになっていますが、ブロックは真っすぐ積んでありますので、ちょっとおかしいんですけど、あのブロックより下の土地の人との境から1m引いて、ブロックを立ててありますので、そこら辺は、問題ないと思います。以上です。

議 長
地域担当

12番委員、地域担当委員として、説明、意見をお願いします。

写真を御覧になられて分かると思いますけども、山を削った後の崖ですね。そちらの方が、そちらの山が、地元からの意見として、何十年も前に土砂崩れが実際起きているということで、山を削って不安であるという声は、実際にいただいています。それに対して、こちらのN&Mカンパニー様は、崖の下に1mほどの溝を、とりあえず掘って、更に建物側に土砂防止の障壁を立てて対処するというお話をいただきました。まあ、とにかく地元としては、不安の声が、ちょっとあるのは実際のところでありまして、そういったところをちゃんとしていただくようお願いしたいと思います。それ以外につきましては、11番委員がおっしゃられたとおりでございます。よろしく願いいたします。

議 長
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

両委員からの説明のとおりで、問題ないと思います。

議 長

私も事前審査におりましたが、一応想定することについてはですね。配慮されているなと思って、聞いていました。それでは、質疑を行ないたいと思います。質問、意見はありませんでしょうか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。議案第7号、農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について、整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第7号、農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について、整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

次に、議案第8号、非農地証明願についてを、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書46ページ、整理番号1番です。申請人の認識不足により、既に転用されていますので、始末書を付けての申請です。願出者は、静岡県富士宮市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間大道、地目は畑、面積は230㎡です。

用途目的は、宅地、倉庫。事由は、昭和57年に倉庫を建築。この際に転用申請すべきであったところを、認識不足により転用の許可を得ずに宅地として利用していました。相続により登記が農地であることが判明したため、非農地証明をお願いしたいということです。という内容の始末書が出ております。図面は47ページと48ページ、写真は16番を御覧ください。以上です。

議 長
地域担当

7番委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

はい。お父さんがですね。15、6年前ぐらいに亡くなられて、お母さんに相続になったと。ではなかろうかと思いますが、今回は、息子さんの〇〇さんの方に相続をする時点で農地だということが分かって、お母さんも、死んだお母さんも何も分からなくて、ずっと親の代から小庭を作って、小庭の延長の先には、農地って分からなくてですね。農業倉庫を作って生活をされていたと思われまして、現時点ではですね、上の方も下も、前のどこでも他人に迷惑なるような構築物でもないし、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長
班 長

班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

はい。7番委員が説明されたとおりです。けど、お母さんが健在のときにですね。田んぼのもう少しあったんですけど、随分気にしておられて、誰か作ってくれんかな、と言われていたので、農林課の方に一緒に行ったこともありますけど。ほんと分からなくて、そのままずっと、昔から維持して来られたと思います。よろしく、お願いします。

議 長
事 務 局

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

はい、議長

議 長
事 務 局

事務局

はい。先ほどの非農地ですね。嬉野市の非農地証明交付事務処理要綱の第2条第3項のア、非農地化後20年以上経過した土地、ということで固定資産名寄帳で確認しておりますので、補足説明させていただきます。

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり非農地であると証明することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。整理番号1番については、原案どおり非農地証明することに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

ないようですね。それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第3回定例総会を閉会します。

(午後 2 時 49 分 閉会)